

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3144号から第3154号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の11件の答申を行いました。

答申第3145号、第3152号及び第3153号では、横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3144号、第3146号から第3151号まで及び第3154号では、横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「横浜市立学校体罰審査委員会 議事録（2月開催）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3144号】
- (2) 「体罰審査委員会審査結果について（通知）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3145号】
- (3) 「体罰に関する報告書（横浜市立特定小学校 特定文書番号 特定年月日）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3146号】
- (4) 「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる人事的措置の施行文」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3147号】
- (5) 「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる処分案」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3148号】
- (6) 「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰に関する事情聴取記録全2件（特定年月日1分及び特定年月日2分）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3149号】
- (7) 「体罰に関する報告書（横浜市立特定小学校 特定文書番号 特定年月日）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3150号】
- (8) 「特定小学校教諭から提出されたてん末書（特定年月日付）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3151号】

(9) 「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる処分案における該当者1及び該当者2の教職員個人履歴」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3152号】

(10) 「体罰審査委員会審査結果について（通知）（特定文書番号特定年月日）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3153号】

(11) 「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる人事的措置の施行文」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3154号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3144	令和4年5月9日	令和4年6月8日	令和4年7月12日	令和4年8月10日	個人	教育委員会
3145	令和4年5月9日	令和4年6月8日	令和4年7月12日	令和4年8月10日	個人	教育委員会
3146	令和4年5月9日	令和4年6月8日	令和4年7月12日	令和4年8月10日	個人	教育委員会
3147	令和4年5月9日	令和4年6月8日	令和4年7月12日	令和4年8月18日	個人	教育委員会
3148	令和4年5月9日	令和4年6月8日	令和4年7月12日	令和4年8月18日	個人	教育委員会
3149	令和4年5月9日	令和4年6月8日	令和4年7月12日	令和4年8月18日	個人	教育委員会
3150	令和4年5月9日	令和4年6月8日	令和4年7月12日	令和4年8月18日	個人	教育委員会
3151	令和4年5月9日	令和4年6月8日	令和4年7月12日	令和4年8月18日	個人	教育委員会
3152	令和4年5月9日	令和4年6月8日	令和4年7月12日	令和4年8月18日	個人	教育委員会
3153	令和4年5月9日	令和4年6月8日	令和4年7月12日	令和4年8月18日	個人	教育委員会
3154	令和4年5月9日	令和4年6月8日	令和4年7月12日	令和4年8月23日	個人	教育委員会

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3144	「横浜市立学校体罰審査委員会 議事録（2月開催）」 （以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <p>・当該児童、保護者及び関係児童の心情・動機に関する記載、当該児童及び関係児童の行動日、当該児童及び関係児童を特定する内容</p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるため）</p> <p>旧条例第7条第2項第2号及び第6号柱書に該当</p>	開示範囲を拡大すべき

答申 番号	対象行政文書	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
		<p>・ 関係児童、学校及び学校教育事務所の当該児童への評価</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるため。学校及び学校教育事務所の当該児童への評価を開示することで、関係者との信頼関係を損なうおそれがあり、今後の本人への適切な支援に支障をきたすおそれがあるため)</p> <p>旧条例第7条第2項第6号柱書に該当</p> <p>・ 学校の所見及び学校教育事務所の所見</p> <p>(学校の所見及び学校教育事務所の所見には、当該事案の関係者に関する評価、関係者との調整過程等に関する情報があり、開示することで、関係者との信頼関係を損なうおそれがあり、今後の本人への適切な支援に支障をきたす恐れがあるため)</p>	
3145	「体罰審査委員会審査結果について(通知)」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>一部開示</p> <p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <p>・ 当該教諭の氏名</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)</p>	原処分妥当
3146	「体罰に関する報告書(横浜市立特定小学校 特定文書番号 特定年月日)」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>一部開示</p> <p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <p>・ 発生場所の一部、当該児童及び関係児童の氏名・在籍学級・生年月日・年齢・保護者続柄及び氏名、当該児童の学級が推測できる記載部分、当該教諭及び関係教諭の生年月日及び年齢</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)</p> <p>・ 当該児童、保護者及び関係児童の言動や心身に関する記載部分</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p> <p>・ 当該教諭及び関係教諭の氏名・職種・担当する学年・組</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため)</p> <p>旧条例第7条第2項第6号柱書に該当</p> <p>・ 当該教諭及び当該児童に対する学校長の評価</p> <p>(開示することにより、当該教諭、児童及びその保護者との信頼関係が損なわれ、今後の学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	開示範囲を拡大すべき

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3147	「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる人事的措置の施行文」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p style="text-align: center;">一部開示</p> <p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の行動及び心情に関する情報 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため) ・ 児童の所属する学級の学習内容に関する情報 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため) <p>旧条例第7条第2項第6号エに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被処分者の職名・氏名・処分量定 (当該情報は人事管理に関する情報であり、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため) 	開示範囲を 拡大すべき
3148	「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる処分案」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p style="text-align: center;">一部開示</p> <p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の言動及び心身に関する情報、保護者の行動に関する情報、当該案件の司法判断に関する情報、被処分者の過去における不適切行為若しくは違法行為又は処分等の有無、加重要素及び軽減要素 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため) ・ 児童の所属する学級の学習内容に関する情報、その他の教諭の担当業務に関する情報、当該教諭の学級・校務分掌に関する情報 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため) <p>旧条例第7条第2項第6号柱書に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に対する被処分者の評価に関する情報 (児童に関する被処分者の評価に関する情報が含まれており、それらを開示することで、当該事案の関係者との信頼関係を損なうおそれがあり、被処分者の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため) <p>旧条例第7条第2項第6号エに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被処分者の職名・氏名・年齢・処分量定 (当該情報は人事管理に関する情報であり、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため) ・ 被処分者の内心に関する情報 	開示範囲を 拡大すべき

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
		<p>(被処分者の内心に関する情報は、公表することを前提としておらず、開示することで、教職員との信頼関係が損なわれ、今後の事務処理ミスや不祥事が発生した際に教職員が情報の提供に消極的になることで、的確な情報収集やそれに基づく適切な指導が行われにくくなるなど、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>・懲戒処分の該当性の評価に関する情報、過去の類似案件に関する情報、処分量定の決定に関する情報</p> <p>(処分量定を決定する過程の情報であり、開示することにより今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	
3149	<p>「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰に関する事情聴取記録全2件(特定年月日1分及び特定年月日2分)」(以下「本件審査請求文書」という。)</p>	<p>一部開示</p> <p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <p>・対象児童の氏名・年齢・家族・言動・心身に関する情報、対象児童の保護者の滞り場所・言動・主張・内心に関する情報、その他の児童に関する情報</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p> <p>・当該教諭の経歴・校務分掌、対象児童に所属する学級の学習内容に関する情報、その他の教諭の氏名・担当業務に関する情報</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため)</p> <p>旧条例第7条第2項第6号柱書に該当</p> <p>・対象児童、その保護者及びその他の児童に対する当該教諭及び校長の主張・内心に関する情報</p> <p>(対象児童、その保護者及びその他児童に関する当該教諭及び校長の評価等に関する情報が含まれており、開示することで、当該事案の関係者との信頼関係を損なうおそれがあり、教諭及び校長の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>・当該教諭に対する校長の評価に関する情報</p> <p>(当該教諭に対する校長の評価については、開示することで、校長と教諭との信頼関係を損なうおそれがあり、校長の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>旧条例第7条第2項第6号エに該当</p> <p>・当該教諭の職名・氏名、当該給油及び校長の主張・内心に関する情報</p>	開示範囲を拡大すべき

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
		<p>(当該教諭の職名及び氏名に関する情報、当該教諭及び校長の主張・内心に関する情報については、開示することで、教職員との信頼関係が損なわれ、今後の事務処理ミスや不祥事が発生した際に教職員が情報の提供に消極的になることで、的確な情報収集やそれに基づく適切な指導が行われにくくなるなど、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>・ 処分の検討の進め方</p> <p>(人事管理に関する情報であって、開示することで、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	
3150	<p>「体罰に関する報告書（横浜市立特定小学校 特定文書番号 特定年月日）」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <p>・ 発生場所の一部、当該児童及び関係児童の氏名・在籍学級・生年月日・年齢・保護者続柄及び氏名、当該教諭の生年月日及び年齢、当該児童の学級が推測できる記載部分、当該児童、保護者及び関係児童の言動や心身に関する記載部分</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p> <p>・ 当該教諭及び関係教諭の氏名・職種・担当する学年・組</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため)</p> <p>旧条例第7条第2項第6号柱書に該当</p> <p>・ 当該教諭及び当該児童に対する学校長の評価</p> <p>(開示することにより、当該教諭、児童及びその保護者との信頼関係を損なわれ、今後の学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	開示範囲を 拡大すべき
3151	<p>「特定小学校教諭から提出されたてん末書（特定年月日付）」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <p>・ 対象児童の行動及び心情に関する情報、当時の授業内容に関する情報</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p> <p>旧条例第7条第2項第6号柱書に該当</p> <p>・ 対象児童に対する当該教諭の評価に関する情報</p> <p>(児童に関する評価に関する情報が含まれており、開示することで、当該事案の関係者との信頼関係を損なうおそれがあり、教諭の事務の適正な</p>	開示範囲を 拡大すべき

答申 番号	判断の要旨
3144	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《横浜市立学校体罰審査委員会（以下「体罰審査委員会」という。）に係る事務について》</p> <p>横浜市では、体罰の認定に関して公正を期するため、教育委員会事務局内に体罰審査委員会を置いている。体罰審査委員会は、校長から提出された体罰に関する報告書に基づき、教職員の行為が体罰に該当するか否かを審査する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰と思われる事案（以下「本件事案」という。）についての体罰審査委員会の審査に係る議事録であり、その開催日時、委員一覧、出席者、体罰事実の認定結果、事前の議論の内容、委員からの質問やこれに対する出席者の回答等が記載されている。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち別表1に示す非開示部分1から非開示部分4までを旧条例第7条第2項第2号に、非開示部分5を同号及び同項第6号柱書に、非開示部分6及び非開示部分7を同号柱書に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分1及び非開示部分3について</p> <p>非開示部分1には本件事案において体罰を受けたとされる児童（以下「本件児童」という。）の保護者の、非開示部分3には本件児童の率直な心情が、それぞれ記載されている。これらの記載は、特定の個人を識別することができる情報ではないが、個人に関する情報であって、その人格と密接に関連し、通常他人に知られたくないものであることから、公にすることにより、その権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 非開示部分2及び非開示部分5について</p> <p>非開示部分2には本件児童の行動が、非開示部分5には実施機関の評価を踏まえた本件児童の行動が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。</p> <p>ウ 非開示部分4について</p> <p>非開示部分4には、本件事案の発生日とは別の日の本件児童を含む複数の児童（以下「本件児童等」という。）の行動が、当該行動に至る心情が推察できる形で記載されており、本件児童等の個人に関する情報に当たる。</p> <p>体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならないが、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、これらの記載を開示すると、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、本件児童等を特定することができるものと認められる。</p> <p>したがって、非開示部分4は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《旧条例第7条第2項第6号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分5について</p> <p>非開示部分5には、実施機関の評価を踏まえた本件児童の行動が記載されている。この記載は、概括的なものにすぎず、公にすることにより、本件児童やその保護者等の関係者との信頼関係が損なわれ、今後の本件児童への適切な支援に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ</p>

答申 番号	判断の要旨																													
3144	<p>ないため、本号柱書に該当しない。</p> <p>イ 非開示部分6について</p> <p>非開示部分6には、「体罰に関する報告書」に係る実施機関の所見が記載されている。この記載は、同報告書と補足資料との記載事項の関係についてのものにすぎず、公にすることにより、本件児童やその保護者等の関係者との信頼関係が損なわれ、今後の本件児童への適切な支援に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号柱書に該当しない。</p> <p>ウ 非開示部分7について</p> <p>非開示部分7には、本件児童の保護者と実施機関とのやり取りが、当該保護者の心情も含めて記載されている。この記載は、公にすることにより、当該保護者との信頼関係が損なわれ、今後の本件児童への適切な支援に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> <p>別表1 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分</p> <table border="1" data-bbox="244 730 1540 1285"> <thead> <tr> <th data-bbox="244 730 550 790">非開示根拠規定</th> <th colspan="2" data-bbox="550 730 1540 790">非開示部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="244 790 550 1039" rowspan="4">旧条例第7条 第2項第2号</td> <td data-bbox="550 790 777 851">非開示部分1</td> <td data-bbox="777 790 1540 851">本件児童の保護者の心情に係る記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 851 777 911">非開示部分2</td> <td data-bbox="777 851 1540 911">本件児童の行動に係る記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 911 777 972">非開示部分3</td> <td data-bbox="777 911 1540 972">本件児童の心情に係る記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 972 777 1039">非開示部分4</td> <td data-bbox="777 972 1540 1039">本件児童等の行動に係る記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1039 550 1162">旧条例第7条 第2項第2号及び 第6号柱書</td> <td data-bbox="550 1039 777 1162">非開示部分5</td> <td data-bbox="777 1039 1540 1162">実施機関の評価を踏まえた本件児童の行動に係る記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1162 550 1285" rowspan="2">旧条例第7条 第2項第6号柱書</td> <td data-bbox="550 1162 777 1223">非開示部分6</td> <td data-bbox="777 1162 1540 1223">体罰審査委員会の所見に係る記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1223 777 1285">非開示部分7</td> <td data-bbox="777 1223 1540 1285">本件児童の保護者と実施機関のやり取りに係る記載</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分</p> <table border="1" data-bbox="244 1375 1540 1895"> <thead> <tr> <th data-bbox="244 1375 491 1435">非開示部分</th> <th data-bbox="491 1375 1540 1435">開示すべき部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="244 1435 491 1576" rowspan="2">非開示部分2</td> <td data-bbox="491 1435 1540 1576">2ページ「議事」の項の右欄 25行目16文字目から26行目4文字目まで、27行目14文字目から28行目9文字目まで及び29行目12文字目から行末まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1576 1540 1666">3ページ「議事」の項の右欄 1行目1文字目から8文字目まで及び4行目7文字目から12文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1666 491 1807">非開示部分5</td> <td data-bbox="491 1666 1540 1807">3ページ「議事」の項の右欄 1行目9文字目から15文字目まで、2行目16文字目から3行目7文字目まで及び4行目15文字目から5行目1文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1807 491 1895">非開示部分6</td> <td data-bbox="491 1807 1540 1895">1ページ「議事」の項の左欄 4行目9文字目から5行目12文字目まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意)</p> <p>文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。</p>	非開示根拠規定	非開示部分		旧条例第7条 第2項第2号	非開示部分1	本件児童の保護者の心情に係る記載	非開示部分2	本件児童の行動に係る記載	非開示部分3	本件児童の心情に係る記載	非開示部分4	本件児童等の行動に係る記載	旧条例第7条 第2項第2号及び 第6号柱書	非開示部分5	実施機関の評価を踏まえた本件児童の行動に係る記載	旧条例第7条 第2項第6号柱書	非開示部分6	体罰審査委員会の所見に係る記載	非開示部分7	本件児童の保護者と実施機関のやり取りに係る記載	非開示部分	開示すべき部分	非開示部分2	2ページ「議事」の項の右欄 25行目16文字目から26行目4文字目まで、27行目14文字目から28行目9文字目まで及び29行目12文字目から行末まで	3ページ「議事」の項の右欄 1行目1文字目から8文字目まで及び4行目7文字目から12文字目まで	非開示部分5	3ページ「議事」の項の右欄 1行目9文字目から15文字目まで、2行目16文字目から3行目7文字目まで及び4行目15文字目から5行目1文字目まで	非開示部分6	1ページ「議事」の項の左欄 4行目9文字目から5行目12文字目まで
非開示根拠規定	非開示部分																													
旧条例第7条 第2項第2号	非開示部分1	本件児童の保護者の心情に係る記載																												
	非開示部分2	本件児童の行動に係る記載																												
	非開示部分3	本件児童の心情に係る記載																												
	非開示部分4	本件児童等の行動に係る記載																												
旧条例第7条 第2項第2号及び 第6号柱書	非開示部分5	実施機関の評価を踏まえた本件児童の行動に係る記載																												
旧条例第7条 第2項第6号柱書	非開示部分6	体罰審査委員会の所見に係る記載																												
	非開示部分7	本件児童の保護者と実施機関のやり取りに係る記載																												
非開示部分	開示すべき部分																													
非開示部分2	2ページ「議事」の項の右欄 25行目16文字目から26行目4文字目まで、27行目14文字目から28行目9文字目まで及び29行目12文字目から行末まで																													
	3ページ「議事」の項の右欄 1行目1文字目から8文字目まで及び4行目7文字目から12文字目まで																													
非開示部分5	3ページ「議事」の項の右欄 1行目9文字目から15文字目まで、2行目16文字目から3行目7文字目まで及び4行目15文字目から5行目1文字目まで																													
非開示部分6	1ページ「議事」の項の左欄 4行目9文字目から5行目12文字目まで																													
3145	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>※ 答申第3144号と同旨のため省略します。</p>																													

答申 番号	判断の要旨
3145	<p>《横浜市立学校体罰審査委員会（以下「体罰審査委員会」という。）に係る事務について》</p> <p>横浜市では、体罰の認定に関して公正を期するため、教育委員会事務局内に体罰審査委員会を置いている。体罰審査委員会は、校長から提出された体罰に関する報告書に基づき、教職員の行為が体罰に該当するか否かを審査し、その結果を通知する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰と思われる事案についての体罰審査委員会の審査結果の通知であり、「体罰審査委員会審査結果について（通知）」と題する送付文及び「体罰事実の認定について」と題する文書から成る。</p> <p>「体罰事実の認定について」は、当該事案が体罰に当たるか否かに係る体罰審査委員会の判断を記載した文書であって、体罰を行ったとされる教諭の氏名等が記載されており、実施機関は、そのうち当該教諭の氏名を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならない、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、体罰を行ったとされる教諭の氏名を開示すると、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、被害児童を特定することができるものと認められる。</p> <p>したがって、当該氏名は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3146	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>※ 答申第3144号と同旨のため省略します。</p> <p>《体罰と思われる事案が発生した場合の報告に係る事務について》</p> <p>横浜市では、学校管理下において児童や生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき、校長が「体罰に関する報告書」を作成し、実施機関に提出することで報告している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰と思われる事案（以下「本件事案」という。）について、その校長が実施機関に提出した報告書であり、体罰の発生日時、発生場所、概要、当事者の氏名、生年月日、性別、発生時の状況、関係者からの事情聴取の内容等が記載されている。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち別表1に示す非開示部分1から非開示部分14までを旧条例第7条第2項第2号に、非開示部分15を同項第6号柱書に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分1、非開示部分6、非開示部分12及び非開示部分14について</p> <p>非開示部分1には本件事案において体罰を受けたとされる児童（以下「本件児童」という。）及び関係児童（これらを総称して、以下「本件児童等」という。）の在籍学級及び本件事案の発生時の授業内容が、非開示部分6には本件事案において体罰を行ったとされる教諭（以下「本件教諭」という。）及び本件事案発生直後に本件児童への対応に当たった関係教諭の氏名、職種及び担当学級が、非開示部分12には本件事案の発生を管理職に報告した者が、非開示部分14には本件事案の発生日以外の日の本件児童及びその保護者の行動が記載されている。</p> <p>体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならない、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、これらの記載を開示すると、地</p>

答申 番号	判断の要旨																	
3146	<p>域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、本件児童を特定することができるものと認められる。</p> <p>したがって、非開示部分1、非開示部分6、非開示部分12及び非開示部分14は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 非開示部分2、非開示部分8及び非開示部分13について</p> <p>非開示部分2には本件事案が発生した際の本件児童の行動が、非開示部分8には本件児童の自らの状態についての発言が、非開示部分13には本件児童の保護者と副校長のやり取りの内容が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。</p> <p>ウ 非開示部分3、非開示部分5及び非開示部分7について</p> <p>非開示部分3には本件児童等の氏名、生年月日及び年齢が、非開示部分5には本件児童等の保護者の氏名が、非開示部分7には本件教諭及び関係教諭の生年月日が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>エ 非開示部分4について</p> <p>非開示部分4には、本件児童等と保護者との続柄が記載されている。この記載は、個人に関する情報ではあるが、本件においては、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。</p> <p>オ 非開示部分9から非開示部分11までについて</p> <p>非開示部分9には本件児童の、非開示部分10にはその保護者の、非開示部分11には関係児童の率直な心情が、それぞれ記載されている。これらの記載は、特定の個人を識別することができる情報ではないが、個人に関する情報であって、その人格と密接に関連し、通常他人に知られたくないものであることから、公にすることにより、その権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《旧条例第7条第2項第6号の該当性について》</p> <p>非開示部分15について</p> <p>非開示部分15には、本件児童と本件教諭との関係性に係る校長の率直な評価が記載されている。この記載は、公にすることにより、本件教諭、本件児童及びその保護者との信頼関係が損なわれ、今後の学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> <p>別表1 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分</p> <table border="1" data-bbox="244 1677 1541 2105"> <thead> <tr> <th data-bbox="244 1677 549 1738">非開示根拠規定</th> <th colspan="2" data-bbox="549 1677 1541 1738">非開示部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="244 1738 549 2105" rowspan="6">旧条例第7条 第2項第2号</td> <td data-bbox="549 1738 794 1798">非開示部分1</td> <td data-bbox="794 1738 1541 1798">本件児童等の在籍学級及び本件事案発生時の授業内容</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1798 794 1859">非開示部分2</td> <td data-bbox="794 1798 1541 1859">本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1859 794 1919">非開示部分3</td> <td data-bbox="794 1859 1541 1919">本件児童等の氏名、生年月日及び年齢</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1919 794 1980">非開示部分4</td> <td data-bbox="794 1919 1541 1980">本件児童等と保護者との続柄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1980 794 2040">非開示部分5</td> <td data-bbox="794 1980 1541 2040">本件児童等の保護者の氏名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 2040 794 2105">非開示部分6</td> <td data-bbox="794 2040 1541 2105">本件教諭及び関係教諭の氏名、職種及び担当学級</td> </tr> </tbody> </table>		非開示根拠規定	非開示部分		旧条例第7条 第2項第2号	非開示部分1	本件児童等の在籍学級及び本件事案発生時の授業内容	非開示部分2	本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載	非開示部分3	本件児童等の氏名、生年月日及び年齢	非開示部分4	本件児童等と保護者との続柄	非開示部分5	本件児童等の保護者の氏名	非開示部分6	本件教諭及び関係教諭の氏名、職種及び担当学級
非開示根拠規定	非開示部分																	
旧条例第7条 第2項第2号	非開示部分1	本件児童等の在籍学級及び本件事案発生時の授業内容																
	非開示部分2	本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載																
	非開示部分3	本件児童等の氏名、生年月日及び年齢																
	非開示部分4	本件児童等と保護者との続柄																
	非開示部分5	本件児童等の保護者の氏名																
	非開示部分6	本件教諭及び関係教諭の氏名、職種及び担当学級																

答申 番号	判断の要旨		
3146		非開示部分 7	本件教諭及び関係教諭の生年月日
		非開示部分 8	本件児童の自らの状態についての発言に係る記載
		非開示部分 9	本件児童の自らの心情についての発言に係る記載
		非開示部分10	本件児童の保護者の発言に係る記載
		非開示部分11	関係児童の自らの心情についての発言に係る記載
		非開示部分12	管理職への報告者
		非開示部分13	本件児童の保護者と副校長のやり取りに係る記載
		非開示部分14	本件事案発生日以外の本件児童及び保護者の行動
	旧条例第 7 条 第 2 項第 6 号柱書	非開示部分15	校長の本件児童及び本件教諭への評価に係る記載

別表 2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分

非開示部分	開示すべき部分
非開示部分 2	「概要（発生の状況）」欄 2 行目 32 文字目から 41 文字目まで及び 3 行目 22 文字目から 26 文字目まで
	1 (1) 4 行目 8 文字目から 13 文字目まで
	1 (2) 2 行目 12 文字目から 21 文字目まで及び 2 行目 50 文字目から 3 行目 3 文字目まで
	2 (1) 4 行目 1 文字目から 25 文字目まで、5 行目 11 文字目から 21 文字目まで及び 8 行目 10 文字目から 16 文字目まで
非開示部分 4	「当該児童」の「保護者氏名」欄 1 文字目及び 6 文字目
	「関係児童 A」の「保護者氏名」欄 1 文字目及び 6 文字目
	「関係児童 B」の「保護者氏名」欄 1 文字目及び 6 文字目
	「関係児童 C」の「保護者氏名」欄 1 文字目及び 6 文字目
	「関係児童 D」の「保護者氏名」欄 1 文字目及び 5 文字目
非開示部分 8	1 (3) 3 行目 20 文字目から 25 文字目まで
	2 (1) 6 行目 34 文字目から 7 行目 12 文字目まで及び 9 行目 11 文字目から 35 文字目まで
非開示部分 13	5 の表「12月13日」の「16：45」欄 2 行目 1 文字目から 12 文字目まで

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は 1 文字と数える。空白は行、文字数に数えない。

答申 番号	判断の要旨
3147	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>※ 答申第3144号と同旨のため省略します。</p> <p>《教職員の懲戒処分及び人事的措置に係る事務について》</p> <p>実施機関では、教職員に非違行為又は義務違反行為があった場合、横浜市立学校職員分限懲戒審査委員会の審査の結果を踏まえて、懲戒処分又は人事的措置（一般的監督権に基づいて当該職員の義務違反行為を指摘し、将来を戒める措置）を行うか否か及びその内容について決定する。</p> <p>当該審査の資料となる処分案は、当該教職員の勤務地を管轄する学校教育事務所の教育総務課が、事実確認を行った上で作成する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰事案（以下「本件事案」という。）に係る人事的措置（以下「本件措置」という。）について、その対象者2名それぞれを指導するための施行文2通であり、本件措置の内容、当該対象者の職名及び氏名、本件事案の概要、判断理由等が記載されている。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち別表1で示す非開示部分1及び非開示部分2を旧条例第7条第2項第2号に、非開示部分3から非開示部分7までを同項第6号エに該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分1、非開示部分5及び非開示部分7について</p> <p>非開示部分1には本件事案発生時の授業内容が、非開示部分5には本件事案において体罰を行った教諭（以下「本件教諭」という。）の氏名が、非開示部分7にはその職種が記載されている。</p> <p>体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならない、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、これらの記載を開示すると、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、本件事案において体罰を受けた児童（以下「本件児童」という。）を特定することができるものと認められる。</p> <p>したがって、非開示部分1、非開示部分5及び非開示部分7は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>なお、非開示部分5及び非開示部分7について、実施機関は旧条例第7条第2項第6号エに該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号エについて判断するまでもなく、非開示が妥当である。</p> <p>イ 非開示部分2について</p> <p>非開示部分2には、本件事案が発生した際の本件児童の行動が記載されている。この記載は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。</p> <p>ウ 非開示部分6について</p> <p>非開示部分6には、本件教諭以外の本件措置の対象者の職名及び氏名が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>また、教職員が人事的措置の対象となったことは、公表されないもので、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえず、本号ただし書アに該当しないし、職務の遂行に係る情報ともいえないので、本号ただし書ウにも該当しない。さらに、本号ただし書イにも該当しない。</p> <p>なお、非開示部分6について、実施機関は旧条例第7条第2項第6号エに該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号エについて判断するまでもなく、非開示が妥当である。</p>

答申番号	判断の要旨																								
3147	<p>《旧条例第7条第2項第6号の該当性について》</p> <p>非開示部分3及び非開示部分4について</p> <p>非開示部分3には本件措置の内容が、非開示部分4には本件教諭の職名が記載されている。これらの記載は、公にすることにより、実施機関の懲戒処分及び人事的措置に係る判断の傾向が予測され、その結果、適切に監督権を行使することができず、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> <p>別表1 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分</p> <table border="1" data-bbox="244 544 1538 1052"> <thead> <tr> <th data-bbox="244 544 531 604">非開示根拠規定</th> <th colspan="2" data-bbox="531 544 1538 604">非開示部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="244 604 531 725" rowspan="2">旧条例第7条第2項第2号</td> <td data-bbox="531 604 778 665">非開示部分1</td> <td data-bbox="778 604 1538 665">本件事案発生時の授業内容</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 665 778 725">非開示部分2</td> <td data-bbox="778 665 1538 725">本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 725 531 1052" rowspan="5">旧条例第7条第2項第6号エ</td> <td data-bbox="531 725 778 786">非開示部分3</td> <td data-bbox="778 725 1538 786">本件措置の内容に係る記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 786 778 846">非開示部分4</td> <td data-bbox="778 786 1538 846">本件教諭の職名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 846 778 907">非開示部分5</td> <td data-bbox="778 846 1538 907">本件教諭の氏名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 907 778 987">非開示部分6</td> <td data-bbox="778 907 1538 987">本件教諭以外に本件措置の対象となった教諭の職名及び氏名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 987 778 1052">非開示部分7</td> <td data-bbox="778 987 1538 1052">本件教諭の職種</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分</p> <table border="1" data-bbox="244 1144 1538 1375"> <thead> <tr> <th data-bbox="244 1144 491 1205">非開示部分</th> <th data-bbox="491 1144 1538 1205">開示すべき部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="244 1205 491 1375" rowspan="2">非開示部分2</td> <td data-bbox="491 1205 1538 1285">本件審査請求文書のうち本件教諭に係るもの 6行目19文字目から28文字目まで及び7行目16文字目から20文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1285 1538 1375">本件審査請求文書のうち本件教諭以外の教諭に係るもの 8行目10文字目から19文字目まで及び9行目7文字目から11文字目まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意)</p> <p>文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。</p>	非開示根拠規定	非開示部分		旧条例第7条第2項第2号	非開示部分1	本件事案発生時の授業内容	非開示部分2	本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載	旧条例第7条第2項第6号エ	非開示部分3	本件措置の内容に係る記載	非開示部分4	本件教諭の職名	非開示部分5	本件教諭の氏名	非開示部分6	本件教諭以外に本件措置の対象となった教諭の職名及び氏名	非開示部分7	本件教諭の職種	非開示部分	開示すべき部分	非開示部分2	本件審査請求文書のうち本件教諭に係るもの 6行目19文字目から28文字目まで及び7行目16文字目から20文字目まで	本件審査請求文書のうち本件教諭以外の教諭に係るもの 8行目10文字目から19文字目まで及び9行目7文字目から11文字目まで
非開示根拠規定	非開示部分																								
旧条例第7条第2項第2号	非開示部分1	本件事案発生時の授業内容																							
	非開示部分2	本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載																							
旧条例第7条第2項第6号エ	非開示部分3	本件措置の内容に係る記載																							
	非開示部分4	本件教諭の職名																							
	非開示部分5	本件教諭の氏名																							
	非開示部分6	本件教諭以外に本件措置の対象となった教諭の職名及び氏名																							
	非開示部分7	本件教諭の職種																							
非開示部分	開示すべき部分																								
非開示部分2	本件審査請求文書のうち本件教諭に係るもの 6行目19文字目から28文字目まで及び7行目16文字目から20文字目まで																								
	本件審査請求文書のうち本件教諭以外の教諭に係るもの 8行目10文字目から19文字目まで及び9行目7文字目から11文字目まで																								
3148	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>※ 答申第3144号と同旨のため省略します。</p> <p>《教職員の懲戒処分及び人事的措置に係る事務について》</p> <p>※ 答申第3147号と同旨のため省略します。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰事案（以下「本件事案」という。）に関し、特定学校教育事務所教育総務課が作成した処分案であり、その検討対象者2名の氏名、それぞれに対する懲戒処分及び人事的措置の案、当該案の決定に係る考慮事項等が記載されている。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち別表1で示す非開示部分1から非開示部分9までを旧条例第7条第2項第2号に、非開示部分10を同項第6号柱書に、非開示部分11から非開示部分18までを同号エに該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p>																								

3148

《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》

ア 非開示部分1、非開示部分3、非開示部分5、非開示部分7、非開示部分8、非開示部分11及び非開示部分12（以下「非開示部分1等」という。）について

非開示部分1には本件事案発生時の授業内容が、非開示部分3には本件事案発生時に対応に当たった教諭の職名が、非開示部分5には本件事案において体罰を受けた児童（以下「本件児童」という。）の本件事案発生日以外の行動が、非開示部分7には本件児童の在籍学級が、非開示部分8には本件事案において体罰を行った教諭（以下「本件教諭」という。）の校務分掌が、非開示部分11にはその職名が、非開示部分12にはその氏名及び年齢が記載されている。

体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならない、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、これらの記載を開示すると、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、本件児童を特定することができるものと認められる。

したがって、非開示部分1等は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

なお、非開示部分11及び非開示部分12について、実施機関は旧条例第7条第2項第6号エに該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号エについて判断するまでもなく、非開示が妥当である。

イ 非開示部分2、非開示部分4及び非開示部分6について

非開示部分2には本件事案が発生した際の本件児童の行動が、非開示部分4には本件児童の保護者と副校長のやり取りの内容が、非開示部分6には本件児童の自らの状態についての発言が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

ウ 非開示部分9について

非開示部分9には、本件事案に係る司法判断、検討対象者の過去における不適切行為等、加重要素及び軽減要素の有無が記載されている。これらの記載は、特定の個人を識別することができる情報ではないが、個人に関する情報であって、その人格と密接に関連し、通常他人に知られたくないものであることから、公にすることにより、その権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 非開示部分14及び非開示部分15について

非開示部分14には本件教諭以外の検討対象者（以下「他の対象者」という。）の職名が、非開示部分15にはその氏名及び年齢が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

また、教職員が懲戒処分及び人事的措置の検討対象となったことは、公表されないもので、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえず、本号ただし書アに該当しないし、職務の遂行に係る情報ともいえないので、本号ただし書ウにも該当しない。さらに、本号ただし書イにも該当しない。

なお、非開示部分14及び非開示部分15について、実施機関は旧条例第7条第2項第6号エに該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号エについて判断するまでもなく、非開示が妥当である。

《旧条例第7条第2項第6号の該当性について》

ア 非開示部分10について

非開示部分10には、本件児童の状態が記載されている。この記載は、客観的なものにすぎず、公にすることにより、本件児童やその保護者等の関係者との信頼関係が損なわれ、今後の本件教諭の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号柱書に該当しない。

答申 番号	判断の要旨																																							
3148	<p>イ 非開示部分13及び非開示部分18について</p> <p>非開示部分13には本件教諭及び他の対象者への懲戒処分及び人事的措置の案が、非開示部分18には過去の類似事案の概要及び処分内容が記載されている。これらの記載は、公にすることにより、実施機関の懲戒処分及び人事的措置に係る判断の傾向が予測され、その結果、適切に監督権を行使することができず、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。</p> <p>ウ 非開示部分16について</p> <p>非開示部分16には、実施機関が聞き取った本件事案に係る本件教諭の心情や校長の認識が記載されている。これらの記載は、公にすることにより、今後、体罰事案等が発生した場合の実施機関の調査に対し、教職員が情報の提供に消極的になり、的確な情報収集やそれに基づく指導が難しくなる等して、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。</p> <p>エ 非開示部分17について</p> <p>非開示部分17には、処分案作成者の率直な評価を含むその見解が記載されている。この記載は、公にすることにより、今後、処分案作成者が率直な評価を記載することをためらい、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> <p>別表1 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分</p> <table border="1" data-bbox="245 972 1538 2063"> <thead> <tr> <th data-bbox="245 972 549 1032">非開示根拠規定</th> <th colspan="2" data-bbox="549 972 1538 1032">非開示部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="245 1032 549 1588" rowspan="9">旧条例第7条 第2項第2号</td> <td data-bbox="549 1032 796 1093">非開示部分1</td> <td data-bbox="796 1032 1538 1093">本件事案発生時の授業内容</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1093 796 1153">非開示部分2</td> <td data-bbox="796 1093 1538 1153">本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1153 796 1214">非開示部分3</td> <td data-bbox="796 1153 1538 1214">対応に当たった教諭の職名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1214 796 1274">非開示部分4</td> <td data-bbox="796 1214 1538 1274">本件児童の保護者と副校長のやり取りに係る記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1274 796 1335">非開示部分5</td> <td data-bbox="796 1274 1538 1335">本件事案発生日以外の本件児童の行動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1335 796 1395">非開示部分6</td> <td data-bbox="796 1335 1538 1395">本件児童の自らの状態についての発言に係る記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1395 796 1456">非開示部分7</td> <td data-bbox="796 1395 1538 1456">本件児童の在籍学級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1456 796 1516">非開示部分8</td> <td data-bbox="796 1456 1538 1516">本件教諭の校務分掌</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1516 796 1588">非開示部分9</td> <td data-bbox="796 1516 1538 1588">司法判断、処分歴、加重及び軽減要素</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1588 549 1673">旧条例第7条 第2項第6号柱書</td> <td data-bbox="549 1588 796 1673">非開示部分10</td> <td data-bbox="796 1588 1538 1673">本件児童の状態に係る記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1673 549 2063" rowspan="6">旧条例第7条 第2項第6号エ</td> <td data-bbox="549 1673 796 1733">非開示部分11</td> <td data-bbox="796 1673 1538 1733">本件教諭の職名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1733 796 1794">非開示部分12</td> <td data-bbox="796 1733 1538 1794">本件教諭の氏名及び年齢</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1794 796 1854">非開示部分13</td> <td data-bbox="796 1794 1538 1854">本件教諭及び他の対象者に係る処分案</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1854 796 1915">非開示部分14</td> <td data-bbox="796 1854 1538 1915">他の対象者の職名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1915 796 1975">非開示部分15</td> <td data-bbox="796 1915 1538 1975">他の対象者の氏名及び年齢</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1975 796 2063">非開示部分16</td> <td data-bbox="796 1975 1538 2063">本件教諭及び校長の本件事案への認識や心情に係る記載</td> </tr> </tbody> </table>		非開示根拠規定	非開示部分		旧条例第7条 第2項第2号	非開示部分1	本件事案発生時の授業内容	非開示部分2	本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載	非開示部分3	対応に当たった教諭の職名	非開示部分4	本件児童の保護者と副校長のやり取りに係る記載	非開示部分5	本件事案発生日以外の本件児童の行動	非開示部分6	本件児童の自らの状態についての発言に係る記載	非開示部分7	本件児童の在籍学級	非開示部分8	本件教諭の校務分掌	非開示部分9	司法判断、処分歴、加重及び軽減要素	旧条例第7条 第2項第6号柱書	非開示部分10	本件児童の状態に係る記載	旧条例第7条 第2項第6号エ	非開示部分11	本件教諭の職名	非開示部分12	本件教諭の氏名及び年齢	非開示部分13	本件教諭及び他の対象者に係る処分案	非開示部分14	他の対象者の職名	非開示部分15	他の対象者の氏名及び年齢	非開示部分16	本件教諭及び校長の本件事案への認識や心情に係る記載
非開示根拠規定	非開示部分																																							
旧条例第7条 第2項第2号	非開示部分1	本件事案発生時の授業内容																																						
	非開示部分2	本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載																																						
	非開示部分3	対応に当たった教諭の職名																																						
	非開示部分4	本件児童の保護者と副校長のやり取りに係る記載																																						
	非開示部分5	本件事案発生日以外の本件児童の行動																																						
	非開示部分6	本件児童の自らの状態についての発言に係る記載																																						
	非開示部分7	本件児童の在籍学級																																						
	非開示部分8	本件教諭の校務分掌																																						
	非開示部分9	司法判断、処分歴、加重及び軽減要素																																						
旧条例第7条 第2項第6号柱書	非開示部分10	本件児童の状態に係る記載																																						
旧条例第7条 第2項第6号エ	非開示部分11	本件教諭の職名																																						
	非開示部分12	本件教諭の氏名及び年齢																																						
	非開示部分13	本件教諭及び他の対象者に係る処分案																																						
	非開示部分14	他の対象者の職名																																						
	非開示部分15	他の対象者の氏名及び年齢																																						
	非開示部分16	本件教諭及び校長の本件事案への認識や心情に係る記載																																						

答申 番号	判断の要旨		
3148		非開示部分17	処分案作成者の見解
		非開示部分18	過去の類似事案の概要及び処分内容
	別表2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分		
	非開示部分	開示すべき部分	
	非開示部分2	「対応の決定にあたっての基本的な考え方」欄の「1 事件の概要」 3行目38文字目から47文字目まで及び4行目23文字目から28文字目まで 「対応の決定にあたっての基本的な考え方」欄の「2 懲戒処分の該当性」 の「(1)当該行為の動機、態様、結果等」 7行目36文字目から40文字目まで、8行目4文字目から7文字目まで及び9 行目8文字目から12文字目まで	
	非開示部分4	「対応の決定にあたっての基本的な考え方」欄の「1 事件の概要」 16行目1文字目から14文字目まで	
	非開示部分6	「対応の決定にあたっての基本的な考え方」欄の「2 懲戒処分の該当性」 の「(1)当該行為の動機、態様、結果等」 12行目12文字目から16文字目まで	
非開示部分10	「対応の決定にあたっての基本的な考え方」欄の「2 懲戒処分の該当性」 の「(1)当該行為の動機、態様、結果等」 8行目34文字目から37文字目まで		
(注意)			
文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。			
3149	《答申に当たっての適用条例について》		
	※ 答申第3144号と同旨のため省略します。		
	《教職員の懲戒処分及び人事的措置に係る事務について》		
	※ 答申第3147号と同旨のため省略します。		
《本件審査請求文書について》			
本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰事案（以下「本件事案」という。） に関し、特定学校教育事務所教育総務課が体罰を行った教諭（以下「本件教諭」という。）及び 同校の校長に対し、事実確認のために行った事情聴取の記録であり、日時、場所、出席者、聴取 内容等が記載されている。			
実施機関は、本件審査請求文書のうち別表1に示す非開示部分1から非開示部分15までを旧条 例第7条第2項第2号に、非開示部分16及び非開示部分17を同項第6号柱書に、非開示部分18か ら非開示部分21までを同号エに該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請 求文書を見分した上で、以下検討する。			
《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》			
ア 非開示部分1から非開示部分3まで、非開示部分7、非開示部分8、非開示部分10、非開示 部分12から非開示部分14まで及び非開示部分18（以下「非開示部分1等」という。）について 非開示部分1には本件教諭の勤務歴が、非開示部分2にはその校務分掌が、非開示部分3に は特定小学校での本件教諭の担任歴が、非開示部分7には本件事案で体罰を受けた児童（以下 「本件児童」という。）の関係児童による本件教諭に係る行動が、非開示部分8には本件事案 発生時の授業内容が、非開示部分10には本件事案発生直後に本件児童への対応に当たった関 係教諭の氏名及び職名が、非開示部分12には本件事案の発生日以外の日の本件児童の行動が、 非開示部分13には本件児童と関係児童との関係性が、非開示部分14には本件児童の保護者の 行動に係る事情聴取者の発言が、非開示部分18には本件教諭の職名及び氏名が記載されてい			

答申 番号	判断の要旨
3149	<p>る。</p> <p>体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならない、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、これらの記載を開示すると、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、本件児童を特定することができるものと認められる。</p> <p>したがって、非開示部分1等は、個人に関する情報であって他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>なお、非開示部分18について、実施機関は旧条例第7条第2項第6号エに該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号エについて判断するまでもなく、非開示が妥当である。</p> <p>イ 非開示部分4について</p> <p>非開示部分4には、本件児童の氏名及び年齢が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 非開示部分5、非開示部分9及び非開示部分11について</p> <p>非開示部分5には本件事案発生日以前の本件児童の様子が、非開示部分9には本件事案が発生した際の本件児童の行動が、非開示部分11には本件事案発生後の本件児童の身体の状態が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。</p> <p>エ 非開示部分6及び非開示部分15について</p> <p>非開示部分6には本件児童の保護者の発言や行動が、非開示部分15には本件児童の在籍する学級のほかの児童の心身の状態が記載されている。これらの記載は、特定の個人を識別することができる情報ではないが、個人に関する情報であって、その人格と密接に関連し、通常他人に知られたいくないものであることから、公にすることにより、その権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《旧条例第7条第2項第6号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分16について</p> <p>非開示部分16には、本件児童やその保護者に関する本件教諭や校長の率直な評価や認識が記載されている。これらの記載は、公にすることにより、本件児童やその保護者との信頼関係が損なわれ、今後の本件教諭や校長の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号柱書に該当する。</p> <p>イ 非開示部分17について</p> <p>非開示部分17には、本件児童への本件教諭の評価が記載されている。この記載は、問題を解く速さを評価しているにすぎず、公にすることにより、本件児童やその保護者との信頼関係が損なわれ、今後の本件教諭の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号柱書に該当しない。</p> <p>ウ 非開示部分19について</p> <p>非開示部分19には、本件事案に係る本件教諭及び校長の心情が記載されている。これらの記載は、公にすることにより、今後、体罰事案等が発生した場合の実施機関の調査に対し、教職員が情報の提供に消極的になり、的確な情報収集やそれに基づく指導が難しくなる等して、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。</p> <p>エ 非開示部分20について</p> <p>非開示部分20には、事情聴取者の質問に対する本件教諭の返答が記載されている。この記載は、質問に対して本件教諭が肯定の意を示したものにすぎないし、質問の内容は非開示とされていることから、公にすることにより、今後、体罰事案等が発生した場合の実施機関の調査に</p>

答申 番号	判断の要旨		
3149	<p>対し、教職員が情報の提供に消極的になるとはいえず、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号エに該当しない。</p> <p>オ 非開示部分21について</p> <p>非開示部分21には、本件事案に係る今後の処理についての事情聴取者の本件教諭に対する説明が記載されている。この記載は、事情聴取の内容等を踏まえて懲戒処分及び人事的措置に係る判断がなされるという一般的な説明にすぎず、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号エに該当しない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>		
	<p>別表1 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分</p>		
	非開示根拠規定	非開示部分	
	旧条例第7条 第2項第2号	非開示部分1	本件教諭の勤務歴
		非開示部分2	本件教諭の校務分掌
		非開示部分3	特定小学校での本件教諭の担任歴
		非開示部分4	本件児童の氏名及び年齢
		非開示部分5	本件事案発生日以前の本件児童の様子
		非開示部分6	本件児童の保護者の発言や行動に係る記載
		非開示部分7	関係児童の行動
		非開示部分8	本件事案発生時の授業内容
		非開示部分9	本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載
		非開示部分10	関係教諭の氏名及び職名
		非開示部分11	本件事案発生後の本件児童の身体の状態に係る記載
		非開示部分12	本件事案発生日以外の本件児童の行動に係る記載
		非開示部分13	本件児童と関係児童との関係性に係る記載
		非開示部分14	本件児童の保護者の行動に係る事情聴取者の発言
		非開示部分15	本件児童の在籍する学級のほかの児童に係る記載
	旧条例第7条 第2項第6号柱書	非開示部分16	本件児童やその保護者に対する本件教諭や校長の評価や認識に係る記載
		非開示部分17	本件児童への教諭の評価
	旧条例第7条 第2項第6号エ	非開示部分18	本件教諭の職名及び氏名
非開示部分19		本件教諭及び校長の心情に係る記載	
非開示部分20		本件教諭の返答	
非開示部分21		本件事案に係る今後の処理についての説明	
<p>別表2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分</p>			

答申番号	判断の要旨	
3149	非開示部分	開示すべき部分
	非開示部分 5	3 ページ 17行目 2 文字目から15文字目まで並びに39行目10文字目から16文字目まで、20文字目から32文字目まで及び34文字目から45文字目まで
	非開示部分 9	4 ページ 24行目53文字目及び54文字目並びに25行目 1 文字目から 8 文字目まで及び34文字目から38文字目まで
	非開示部分11	7 ページ 13行目23文字目から26文字目まで及び33文字目、24行目25文字目、38文字目から43文字目まで及び50文字目並びに25行目 1 文字目及び 2 文字目
		8 ページ 12行目10文字目、11文字目、18文字目及び19文字目、13行目 2 文字目から 6 文字目まで並びに31行目 2 文字目
	非開示部分17	5 ページ 7 行目13文字目、14文字目及び24文字目から26文字目まで 8 ページ 24行目12文字目から15文字目まで
	非開示部分20	13ページ 19行目 2 文字目及び 3 文字目
非開示部分21	17ページ 24行目 6 文字目から25行目16文字目まで	
<p>(注意)</p> <p>文字数は、1 行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は 1 文字と数える。空白は行、文字数に数えない。</p>		
3150	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>※ 答申第3144号と同旨のため省略します。</p>	
	<p>《体罰と思われる事案が発生した場合の報告に係る事務について》</p> <p>※ 答申第3146号と同旨のため省略します。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰と思われる事案（以下「本件事案」という。）に関連して、同小学校の校長が実施機関に提出した報告書であり、体罰の発生日時、発生場所、概要、当事者の氏名、生年月日、性別、発生時の状況、関係者からの事情聴取の内容等が記載されている。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち別表 1 に示す非開示部分 1 から非開示部分14までを旧条例第 7 条第 2 項第 2 号に、非開示部分15を同項第 6 号柱書に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分 1、非開示部分 6、非開示部分12及び非開示部分14について</p> <p>非開示部分 1 には本件事案において体罰を受けたとされる児童（以下「本件児童」という。）及び関係児童（これらを総称して、以下「本件児童等」という。）の在籍学級及び本件事案の発生時の授業内容が、非開示部分 6 には本件事案において体罰を行ったとされる教諭（以下「本件教諭」という。）及び本件事案発生直後に本件児童への対応に当たった関係教諭の氏名、職種及び担当学級が、非開示部分12には本件事案の発生を管理者に報告した者が、非開示部分14には本件事案の発生日以外の日の本件児童及びその保護者の行動が記載されている。</p> <p>体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならない、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、これらの記載を開示すると、地</p>	

3150

域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、本件児童を特定することができるものと認められる。

したがって、非開示部分1、非開示部分6、非開示部分12及び非開示部分14は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

イ 非開示部分2、非開示部分8及び非開示部分13について

非開示部分2には本件事案が発生した際の本件児童の行動が、非開示部分8には本件児童の自らの状態についての発言が、非開示部分13には本件児童の保護者と副校長のやり取りの内容が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

ウ 非開示部分3、非開示部分5及び非開示部分7について

非開示部分3には本件児童等の氏名、生年月日及び年齢が、非開示部分5には本件児童等の保護者の氏名が、非開示部分7には本件教諭及び関係教諭の生年月日が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 非開示部分4について

非開示部分4には、本件児童等と保護者との続柄が記載されている。この記載は、個人に関する情報ではあるが、本件においては、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

オ 非開示部分9から非開示部分11までについて

非開示部分9には本件児童の、非開示部分10にはその保護者の、非開示部分11には関係児童の率直な心情が記載されている。これらの記載は、特定の個人を識別することができる情報ではないが、個人に関する情報であって、その人格と密接に関連し、通常他人に知られたいくないものであることから、公にすることにより、その権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

《旧条例第7条第2項第6号の該当性について》

非開示部分15について

非開示部分15には、本件児童と本件教諭との関係性に係る校長の率直な評価が記載されている。この記載は、公にすることにより、本件教諭、本件児童及びその保護者との信頼関係が損なわれ、今後の学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号柱書に該当する。

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

別表1 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分

非開示根拠規定	非開示部分	
旧条例第7条 第2項第2号	非開示部分1	本件児童の在籍学級及び本件事案発生時の授業内容
	非開示部分2	本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載
	非開示部分3	本件児童等の氏名、生年月日及び年齢
	非開示部分4	本件児童等と保護者との続柄
	非開示部分5	本件児童等の保護者の氏名
	非開示部分6	本件教諭及び関係教諭の氏名、職種及び担当学級

答申 番号	判断の要旨		
3150		非開示部分 7	本件教諭及び関係教諭の生年月日
		非開示部分 8	本件児童の自らの状態についての発言に係る記載
		非開示部分 9	本件児童の自らの心情についての発言に係る記載
		非開示部分10	本件児童の保護者の発言に係る記載
		非開示部分11	関係児童の自らの心情についての発言に係る記載
		非開示部分12	管理職への報告者
		非開示部分13	本件児童の保護者と副校長のやり取りに係る記載
		非開示部分14	本件事案発生日以外の本件児童及び保護者の行動
	旧条例第 7 条 第 2 項第 6 号柱書	非開示部分15	校長の本件児童及び本件教諭への評価に係る記載
別表 2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分			
非開示部分	開示すべき部分		
非開示部分 2	「概要（発生の状況）」欄 2 行目32文字目から41文字目まで及び3 行目22文字目から26文字目まで		
	1 (1) 4 行目 8 文字目から13文字目まで		
	1 (2) 2 行目12文字目から21文字目まで及び2 行目50文字目から 3 行目 3 文字目まで		
	2 (1) 4 行目 1 文字目から25文字目まで、 5 行目11文字目から21文字目まで及び8 行 目10文字目から16文字目まで		
非開示部分 4	「当該児童」の「保護者氏名」欄 1 文字目及び6 文字目		
	「関係児童A」の「保護者氏名」欄 1 文字目及び6 文字目		
	「関係児童B」の「保護者氏名」欄 1 文字目及び6 文字目		
	「関係児童C」の「保護者氏名」欄 1 文字目及び6 文字目		
	「関係児童D」の「保護者氏名」欄 1 文字目及び5 文字目		
非開示部分 8	1 (3) 3 行目20文字目から25文字目まで		
	2 (1) 6 行目34文字目から 7 行目12文字目まで及び9 行目11文字目から35文字目まで		
非開示部分13	5 の表「12月13日」の「16 : 45」欄 2 行目 1 文字目から12文字目まで		
(注意) 文字数は、1 行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1 文字と数える。空白は行、 文字数に数えない。			

答申 番号	判断の要旨
3151	<p>《答申に当たっての適用条例について》 ※ 答申第3144号と同旨のため省略します。</p> <p>《教職員の懲戒処分及び人事的措置に係る事務について》 ※ 答申第3147号と同旨のため省略します。</p> <p>《本件審査請求文書について》 本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰事案（以下「本件事案」という。）に関し、体罰を行った教諭（以下「本件教諭」という。）が作成し、教育長に提出したてん末書である。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち別表1で示す非開示部分1及び非開示部分2を旧条例第7条第2項第2号に、非開示部分3を同項第6号柱書に、非開示部分4から非開示部分6までを同号エに該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分1、非開示部分5及び非開示部分6について</p> <p>非開示部分1には本件事案発生時の授業内容が、非開示部分5には本件教諭の職名が、非開示部分6にはその氏名及び個人印の印影が記載されている。</p> <p>体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならない、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、これらの記載を開示すると、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、本件事案において体罰を受けた児童（以下「本件児童」という。）を特定することができるものと認められる。</p> <p>したがって、非開示部分1、非開示部分5及び非開示部分6は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>なお、非開示部分5及び非開示部分6について、実施機関は旧条例第7条第2項第6号エに該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号エについて判断するまでもなく、非開示が妥当である。</p> <p>イ 非開示部分2について</p> <p>非開示部分2には本件児童の行動が記載されている。この記載は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。</p> <p>《旧条例第7条第2項第6号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分3について</p> <p>非開示部分3には、本件児童の状態が記載されている。この記載は、客観的な状態を記載したものにすぎず、公にすることにより、本件児童やその保護者等の関係者との信頼関係が損なわれ、今後の本件教諭の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないため、本号柱書に該当しない。</p> <p>イ 非開示部分4について</p> <p>非開示部分4には、本件事案に係る本件教諭の認識や心情が記載されている。これらの記載は、公にすることにより、今後、体罰事案等が発生した場合の実施機関の調査に対し、教職員が情報の提供に消極的になり、的確な情報収集やそれに基づく指導が難しくなる等して、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> <p>別表1 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分</p>

答申番号	判断の要旨		
3151	非開示根拠規定	非開示部分	
	旧条例第7条第2項第2号	非開示部分1	本件事案発生時の授業内容
		非開示部分2	本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載
	旧条例第7条第2項第6号柱書	非開示部分3	本件児童の状態に係る記載
	旧条例第7条第2項第6号エ	非開示部分4	本件教諭の本件事案への認識や心情に係る記載
		非開示部分5	本件教諭の職名
非開示部分6		本件教諭の氏名及びその個人印の印影	
別表2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分			
非開示部分	開示すべき部分		
非開示部分2	6行目9文字目から13文字目まで、22文字目及び23文字目		
非開示部分3	5行目31文字目から34文字目まで		
<p>(注意)</p> <p>文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。</p>			
3152	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p>		
	<p>※ 答申第3144号と同旨のため省略します。</p>		
	<p>《教職員の懲戒処分及び人事的措置に係る事務について》</p>		
	<p>※ 答申第3147号と同旨のため省略します。</p>		
<p>《本件審査請求文書について》</p>			
<p>本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰事案に関し、処分案の作成に当たり、特定学校教育事務所教育総務課が参考とした教職員の個人履歴であり、対象の教職員2名の氏名、生年月日、性別、住所、学歴、教員免許状の種類、勤務経歴、給与等級及びその変更年月日等が記載されている。</p>			
<p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、記載事項の項目名、小学校の教員免許状を取得していることが分かる情報及びその教科、勤務経歴及び給与等級に係る官公署名欄及び備考欄の記載並びに教職員1名の給与等級の変更年月日の一部を開示したが、その余の部分（以下「非開示部分」という。）を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p>			
<p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p>			
<p>本件審査請求文書は、実施機関において、人事管理のために教職員ごとに作成し、使用する個人履歴であるから、非開示部分は、一体として対象の教職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p>			
<p>また、教職員が懲戒処分及び人事的措置の検討対象となったことは、公表されないのが慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ともいえず、本号ただし書アに該当しないし、職務の遂行に係る情報ともいえないので、本号ただし書ウにも該当しない。さらに、本号ただし書イにも該当しない。</p>			
<p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>			
3153	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p>		

答申番号	判断の要旨
3153	<p>※ 答申第3144号と同旨のため省略します。</p> <p>《横浜市立学校体罰審査委員会（以下「体罰審査委員会」という。）に係る事務について》</p> <p>※ 答申第3145号と同旨のため省略します。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰と思われる事案についての体罰審査委員会の審査結果の通知であり、「体罰審査委員会審査結果について（通知）」と題する送付文及び「体罰事実の認定について」と題する文書から成る。</p> <p>「体罰事実の認定について」は、当該事案が体罰に当たるか否かに係る体罰審査委員会の判断を記載した文書であって、体罰を行ったとされる教諭の氏名等が記載されており、実施機関は、そのうち当該教諭の氏名を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならない、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、体罰を行ったとされる教諭の氏名を開示すると、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、被害児童を特定することができるものと認められる。</p> <p>したがって、当該氏名は、個人に関する情報であって、他の情報との照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3154	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>※ 答申第3144号と同旨のため省略します。</p> <p>《教職員の懲戒処分及び人事的措置に係る事務について》</p> <p>※ 答申第3147号と同旨のため省略します。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 当審査会において本件審査請求文書を見分したところ、「分限懲戒審査委員会議事録（3月開催）」との表題のもので、その内容は、審査請求人が開示を求めるものであった。実施機関が説明するように本件一部開示決定通知書の記載に誤記があった事案だが、開示は「分限懲戒審査委員会議事録（3月開催）」について行われていることが認められた。</p> <p>イ 本件審査請求文書の「議事」欄には、委員会の委員からの質問及びこれに対する特定学校教育事務所等の出席者の回答が記載されている。実施機関は、このうち、当該事案において体罰を受けた児童（以下「本件児童」という。）への特定小学校の対応に係る出席者の認識についての質問及び回答（以下「非開示部分1」という。）を旧条例第7条第2項第2号に、委員会での審査の対象とされている教職員の処分の内容についての質問及び回答（以下「非開示部分2」という。）を同項第6号エに該当するとして非開示としているため、以下、本件処分の妥当性について検討する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>非開示部分1は、本件児童への特定小学校の対応についての質問及び回答の一部であり、出席者の認識が記載されている。この記載は、個人に関する情報ではあるが、一般的抽象的な記載にとどまるものであって、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。</p> <p>《旧条例第7条第2項第6号の該当性について》</p> <p>非開示部分2は、委員会での審査の対象とされている教職員の処分案の内容についての質問及び回答の一部であり、質問の部分には委員が当該質問をした理由が、回答の部分には処分案の内容を決定した理由が簡潔に記載されている。</p>

答申番号	判断の要旨								
3154	<p>このうち、回答の部分については、処分案の判断過程に係る情報であって、公にすることにより、実施機関の懲戒処分及び人事的措置に係る判断の傾向が予測され、その結果、適切に監督権を行使することができず、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。</p> <p>これに対して、質問の部分については、本件に係る委員の発言の理由が記載されているにすぎないので、公にすることにより、実施機関の懲戒処分及び人事的措置に係る判断の傾向が予測され、その結果、適切に監督権を行使することができなくなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号エに該当しない。</p> <p>《付言》</p> <p>一部開示決定通知書に記載する対象行政文書の名称を誤ったことは、行政への信頼を揺るがす事態といわざるを得ない。</p> <p>今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重かつ適切に行うよう強く望むものである。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> <p>別表 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分</p> <table border="1" data-bbox="244 842 1535 1155"> <thead> <tr> <th data-bbox="244 842 491 902">非開示部分</th> <th data-bbox="491 842 1535 902">開示すべき部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="244 902 491 987">非開示部分 1</td> <td data-bbox="491 902 1535 987">「議事」の項の左欄 4行目 2文字目から16文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 987 491 1072"></td> <td data-bbox="491 987 1535 1072">「議事」の項の右欄 4行目 7文字目から14文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1072 491 1155">非開示部分 2</td> <td data-bbox="491 1072 1535 1155">「議事」の項の左欄 6行目 1文字目から12文字目まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意)</p> <p>文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。</p>	非開示部分	開示すべき部分	非開示部分 1	「議事」の項の左欄 4行目 2文字目から16文字目まで		「議事」の項の右欄 4行目 7文字目から14文字目まで	非開示部分 2	「議事」の項の左欄 6行目 1文字目から12文字目まで
非開示部分	開示すべき部分								
非開示部分 1	「議事」の項の左欄 4行目 2文字目から16文字目まで								
	「議事」の項の右欄 4行目 7文字目から14文字目まで								
非開示部分 2	「議事」の項の左欄 6行目 1文字目から12文字目まで								

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条 （第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる

もの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
（第3号から第5号まで省略）

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
（アからウまで省略）

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
（オ省略）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881